

助成対象企業●●●

○自ら試作開発を行うものづくり中小企業が対象です。複数の中小企業者が共同で申請することも可能です。

助成対象となる事業●●●

○中小企業者が自ら行う「特定ものづくり基盤技術」を活用した試作開発とその成果に係る販路開拓等に係る取組が対象です。仕掛品を仕上げる試作開発なども対象となります。

(注) 試作開発とは、技術的課題を明確にして試作したものをいいます。サンプルを作るにあたり技術的課題が存在しないものは試作開発とは認められません。

○試作品を性能評価のために試験機関やユーザーに必要な個数無償で譲渡・貸与することも可能です。

(注) 有償で譲渡するなど、営利活動に利用することはできません。

助成期間と金額●●●

○1年間(原則単年度内)で行う、補助率3分の2(補助上限額1億円)の補助事業です。

○補助対象経費

経費区分	内 容
試作開発費	原材料費、構築物費、機械装置費、外注加工費、直接人件費、委託費、技術導入費、特許取得費
販路開拓費	マーケティング調査費、専門家謝金、運搬費、雑役務費
そ の 他	旅費 上記に掲げるもののほか、全国中小企業団体中央会会長が特に必要と認める経費

(注) 購入した設備や開発の成果は中小企業者に帰属しますが、設備の転用には一定の制限があります。

募集期間●●●

○公 募 期 間：6月24日に第1回公募は締切りました。第2回目の公募締切につきましては、8月中旬以降を予定しています。
本会HPにてご確認ください。

○募集相談窓口：都道府県中小企業団体中央会

(2)実証支援

○ものづくり基盤技術を使って作成した製品について、公設試験研究機関を活用して実証することを支援。

○中小企業は公設試の同意を得て申請を行い、製品実証のため、中小企業が公設試に支払った費用を補助(定額：2,000件程度)。

助成対象企業●●●

○自ら開発した製品・技術等の実証や性能評価を公設試等に依頼するものづくり中小企業が対象です。

助成対象となる事業●●●

○ものづくり中小企業が、販路拡大を目指し、自社の製品等について、公設試等による実証等を受ける事業です。

(注) 申請に当たっては、公設試等による実証等の同意を必要とします。

助成期間と金額●●●

○1年(21年度内での事業完了を原則)以内で行う、定額補助(50～500万円)の補助事業です。

○補助対象経費

経費区分	内 容
評価・検証費	依頼試験・検査等手数料、機器等使用料等
研究開発費	研究員費、消耗品費等
技術指導費	技術指導費
そ の 他	上記に掲げるもののほか、全国中小企業団体中央会会長が特に必要と認める経費